

## 7 資料編

### 7-1 渡良瀬遊水地の歴史と機能

#### ① 渡良瀬遊水地の成り立ち

##### i) 渡良瀬遊水地の概要

渡良瀬遊水地へ流入する渡良瀬川は、群馬・栃木の県境にある皇海山(2,143m)に源を発し、いくつもの溪流を合わせながら、大間々地先で山峡の地を離れ、以後桐生市、足利市の中心から南東に流下し栃木市を通り、茨城県古河市地先で利根川本流へと注いでいます。流域面積2,602 km<sup>2</sup>、流路延長107.6kmの利根川水系最大の支川です。



渡良瀬遊水地

渡良瀬遊水地は、栃木県の南端に位置し、栃木・群馬・埼玉・茨城の4県にまたがる面積約3,300 ha、総貯水容量2億m<sup>3</sup>の我が国最大の遊水地です。

##### ii) 渡良瀬遊水地の歴史

1,000年前の渡良瀬川は、桐生川、秋山川などの支川を合わせ藤岡地先で台地に沿って板倉町との境を流れ、海老瀬の七曲りを過ぎ、谷田川、思川を合流し、茨城県五霞町の中央を流れて、かつての庄内古川筋(現中川)を通り、金杉、松戸、市川を過ぎ、現在の江戸川の河道を流れて江戸湾に注いでいました。

徳川家康が江戸に入り、政治経済の中心となり、関東平野の開発が始まり、利根川も江戸湾に流れていたものを銚子の太平洋に流れるように付け替えました。これを利根川の東遷と言いますが、これにより渡良瀬川は元和7年(1621年)利根川を渡良瀬川に流す新河道が開削され、これにより渡良瀬川は利根川最大の支川となりました。さらに栗橋から常陸川の間台地も新たに開削し、現在の利根川がつくられました。

利根川の支川となった渡良瀬川下流部一帯は、赤麻沼・石川沼、さらに板倉沼などがあり、地形的には周辺より一段と低く、洪水が自然に遊水する大湿地帯でした。その中央部の原野を開墾したのが谷中村で、周囲を堤防(囲堤)で囲まれた村でした。谷中村は明治22年に成立し、5年後の明治27年の統計書によれば、戸数386戸、人口2,302人でした。



利根川東遷図

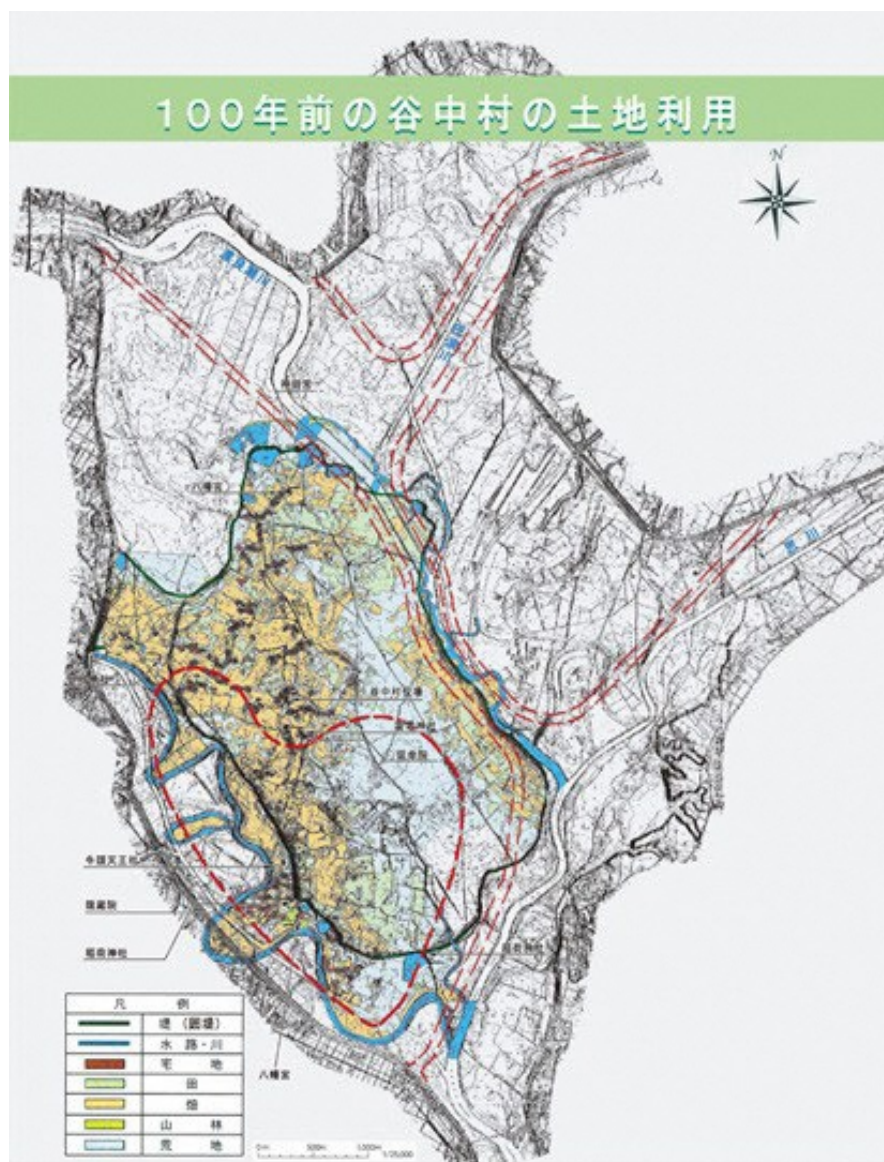
### iii) 渡良瀬遊水地の成立

明治23年、29年の洪水を契機に、渡良瀬川下流部の洪水被害とともに、足尾銅山から渡良瀬川に流れ出した鉱毒による被害は明確となりました。これに対し、渡良瀬川の改修や最下流部に遊水地計画が打ち出され、当時、渡良瀬川は栃木県管理であり、明治37年県議会可決後、明治38年から明治40年までの間に930町歩余りが買収されました。その間、明治39年には谷中村は藤岡町に合併廃村となりました。明治43年には、内務省による改修事業が始まり、大正11年に渡良瀬遊水地が完成しました。

その後、昭和10年、13年、22年と相次ぐ大洪水を契機に、渡良瀬遊水地をより効果的に活用するために、渡良瀬川、思川、巴波川に沿って、新しく囲繞堤や越流堤を設け、調節池化を図り、大きな洪水の時だけ調節池の中に川の水が入るようにし、従来より洪水調節機能を増大させる事業(調節池化事業)を実施しました。

#### iv)谷中村

谷中村は、渡良瀬川、思川、巴波川に挟まれた沼地や湿地が広がる地域に位置し、3つの村が合併して、明治22年に誕生した村で、周辺に比べて地盤高は低いため水害を受けやすく、村の周囲には囲堤が築かれていました。谷中村や周辺の村では、各家で洪水に備えて「水塚」や「揚舟」などがありました。村では、水田、畑作を行うほか、周りには多くの池沼や水路があり、魚捕りや湿地の植物ヨシ、スゲを使ったヨシズ、スゲ笠作り、養蚕業なども行われていました。明治20年代になって、渡良瀬川最上流部に位置する、足尾銅山より流出する鉱毒が渡良瀬川沿岸に広がり、大きな問題となり、その中に谷中村もありました。この足尾鉱毒被害の防止対策の一つとして、氾濫被害の軽減のため、渡良瀬川下流部に遊水地を造る計画が打ち出されました。その計画が、谷中村を中心とした地域で明治38年から栃木県が買収を始め、村人達は反対しましたが、明治39年に谷中村は藤岡町(現・栃木市)に合併され、廃村となりました。



谷中村100年前の土地利用図

## v)田中正造

田中正造は、天保12年(1841年)11月佐野市小中町で生まれ、栃木新聞(現・下野新聞)編集長を経て、県会議員となりました。明治23年第1回総選挙で衆議院議員に選ばれ、渡良瀬川の魚や農作物に大きな被害を与えていた足尾銅山の鉱毒問題を国会で取り上げ、渡良瀬川沿いの人々を救うため努力しました。その結果、足尾鉱毒事件は社会問題にまで広まりました。明治34年には議員を辞職し、天皇に直訴しました。その後、谷中村の遊水地化への抗議など足尾鉱毒問題などに取り組みましたが、大正2年9月、72歳でその生涯を閉じました。



田中正造翁

### －田中正造年譜－

1841年	天保12年	0歳	現在の栃木県佐野市に生まれる。
1880年	明治13年	39歳	栃木県会議員
1890年	明治23年	49歳	衆議院議員に当選
1891年	明治24年	50歳	帝国議会で鉱毒問題を提起する。
1897年	明治30年	56歳	数千人の被害民は銅山の操業停止に請願するため上京(東京押出し) 国は第1次鉱毒調査委員会設置、足尾銅山に「鉱毒予防工事命令」を出す。
1900年	明治33年	59歳	川俣事件(農民による上京行動を警察隊が阻止しようと川俣で衝突)
1901年	明治34年	60歳	衆議院議員辞職 明治天皇に直訴を試みるが失敗
1902年	明治35年	61歳	第2次鉱毒調査委員会設置、遊水地計画案具体化
1904年	明治37年	63歳	谷中村に入る。
1910年	明治43年	69歳	政府直轄による遊水地事業始まる。 関東大洪水(利根川改修見直し)
1913年	大正2年	72歳	死去

## ② 渡良瀬遊水地の治水・利水

### i) 治水

遊水地は大雨などで川の水が急に増えたとき、その一部を貯めて下流に流れる量を少なくする役割を持っています。渡良瀬遊水地は、茨城県古河市の北西に位置し、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県との4県の県境にまたがる面積約33km<sup>2</sup>の遊水地で、効率的な洪水調節を行うための調節池工事が昭和37年度より開始され、現在は第1調節池、第2調節池、第3調節池の3つの調節池に分割されています。

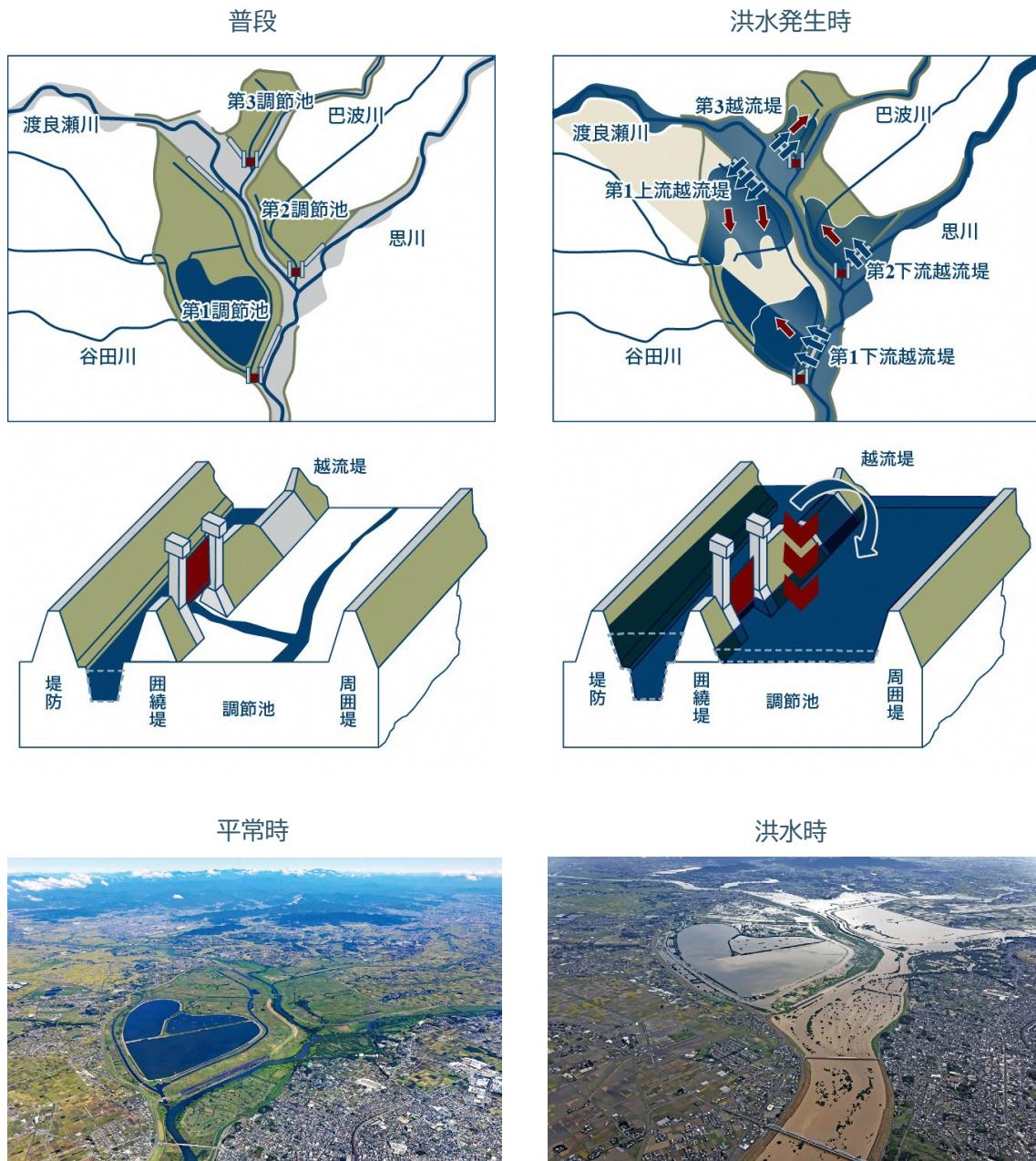
渡良瀬遊水地の情報	
渡良瀬遊水地の面積	約33km <sup>2</sup>
渡良瀬遊水地の外周距離	約30km
谷中湖の面積	約4.5km <sup>2</sup>
谷中湖の総貯水量	約2,640万m <sup>3</sup>



垂直写真

－ 洪水のときは －

令和元年東日本台風の際には、渡良瀬川等の河川があふれ、濁流が大量に渡良瀬遊水地へと流れ込みました。平常時の遊水地は、湿原や草原、そして水面が広がる穏やかな空間ですが、洪水が発生した際には、越流堤を超えて河川水を流入させ、下流の河道への負担を軽減します。このように、渡良瀬遊水地は洪水から地域を守る重要な役割を果たしています。



### － 周囲堤(しゅういてい) －

居住地と河川を分ける遊水地全体を囲う堤防のことです。洪水時に調節地に貯めた水を居住地へあふれさせないために作ります。

### － 囲繞堤(いぎょうてい) －

河川と調節地を区切る堤防のことです。囲繞堤と周囲堤に囲まれた箇所が調節地となります。

### － 越流堤(えつりゅうてい) －

河川の水位が上昇したとき、調節地に河川の水を導くため、囲繞堤の一部が低くなっています。この低くなっている部分を越流堤といいます。

### － 池内水路(ちないすいろ) －

調節池内にたまった水をすみやかに排出するための水路です。



## ii) 利水

渡良瀬遊水地にあるハートの形をした池は、渡良瀬貯水池(谷中湖)であり、首都圏が水不足になった際には、利根川上流のダム群との連携により、生活用水の補給や河川に流れる水量を適切にする働きを有しています。

また、品質の良い水を供給するため、自生するヨシを活用したヨシ原浄化施設の運用など、様々な水質改善対策を行っています。

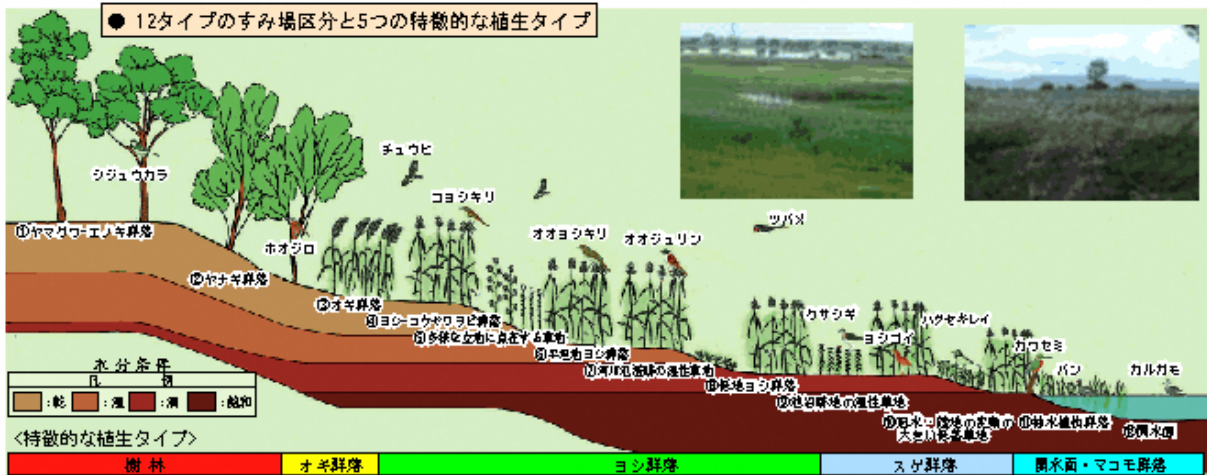
### ③ 渡良瀬遊水地の自然環境

渡良瀬遊水地の自然環境は緑豊かな広大なヨシ原が特徴で、遊水地全体の面積の内、2,500haが植生におおわれており、植生の約半分がヨシ原で、栃木県の「すぐれた自然」の一つに数えられています。これほどの環境を持つヨシ原は稀で、全国でも最大級の規模を誇り、本来の低地の自然環境が保全されているところとして、貴重な存在となっています。

その広大なヨシ原には、多数の動植物が生息・生育しており、植物で約1,000種、鳥類約275種、昆虫類(陸上、水中)約1,700種、魚介類約78種もいます。広大なヨシ原や樹木、池沼には多くの野生生物が暮らしていて、キツネやタヌキ、それにタカの仲間であるチュウヒやサシバ、チョウゲンボウなどがいます。

これらの野生生物は、かつては全国各地に生息していたものの、近年、生息環境の減少によりその数は減り続けています。現在関東地方でこれほどの豊かな生物相を維持している地域は限られており、大変貴重な場所となっています。これは、遊水地としての機能を保持するために、広大なヨシ原や沼をごく自然にしてきた結果によるものです。

まさに、渡良瀬遊水地は「生きている自然の博物館」ということができます。



ヨシ原に代表される渡良瀬遊水地の湿地環境は「多様な生き物を育む遊水地」であり、遊水地固有のチュウヒを頂点とした生態系ピラミッドが構成されています。

遊水地生態系ピラミッド



## i) 渡良瀬遊水地の野鳥

### － 275種(亜種4種含む)の野鳥を確認 －

渡良瀬遊水地の半分はヨシ原におおわれ、そこには広大な湿地が広がっています。渡良瀬遊水地では、これまでに約275種の野鳥が確認され、そのうちの58種は国指定の絶滅危惧種です。

一つの地域で、これほどたくさんの種類が確認されるのは非常に珍しいことです。

### － 日本屈指のワシ・タカ類の越冬地 －

冬の遊水地では、ハイイロチュウヒやノスリなどワシ・タカ類をたくさん見ることができます。これまでに25種のワシ・タカ類が確認され、それぞれの個体数が多いことも特徴の一つです。特にチュウヒの越冬地としては日本有数で、渡良瀬遊水地は食物連鎖の頂点にいるワシ・タカ類の日本屈指の越冬地になっています。

### － コウノトリの生息環境 －

特別天然記念物に指定されるコウノトリは、幸せを運ぶ鳥として古くから多くの人に親しまれてきましたが、生息環境の悪化等により、国内の野生コウノトリは昭和46年に絶滅しました。その後、海外から幼鳥を受贈し、全国各地で繁殖や保全、野生復帰を目指した取組が進められ、渡良瀬遊水地では、平成26年に27年ぶりの飛来が確認されました。平成30年には、遊水地に設置した人工巣塔を拠点として周辺のエリアに定着し、令和2年には、同巣塔において、定着したペアからヒナが誕生しています。



## ii) 渡良瀬遊水地の植物

### － 貴重な植物の種類がたくさん －

渡良瀬遊水地ではこれまでに約1,000種の植物が確認されています。そのうち65種類は国指定の絶滅危惧植物です。1つの場所に、これだけたくさんの種類の貴重な植物があるのはとても珍しいことです。

### － 貴重な植物の群生地 －

春の遊水地では、トネハナヤスリやエキサイゼリがたくさん群生しています。どちらも全国的には希にしか見られない植物です。その他にも、ハナムグラやヌマアゼスゲ、ノカラマツ、タチスミレなど、他の場所ではあまり見ることができない植物が、ここでは群生しています。このように渡良瀬遊水地は貴重な植物の群生地になっています。

## － ヨシ焼き －

渡良瀬遊水地では、毎年3月下旬になると広大なヨシ原を一日で焼く「ヨシ焼き」が行われます。枯れたヨシ等を焼くことによって、害虫を駆除し、ヨシを育ちやすくするとともに、ヨシが成長する前に成長する春植物の発芽を促進するなどの効果があります。渡良瀬遊水地の豊かな自然を守り、未来に伝えるために「ヨシ焼き」は大切な役割を担っています。



## － 土のかく乱 －

渡良瀬遊水地では、明治まで住民が土地を耕すなど土壌かく乱や、その後の土木工事による掘削により、土の中に眠っていた種子が息を吹き返しています。土を掘ったり、かき回すことも渡良瀬遊水地の健全な里湿地を維持しています。

### iii) 渡良瀬遊水地の昆虫

#### － 貴重な昆虫の宝庫 －

渡良瀬遊水地はヨシ原を中心とした湿地が広がり、これまでに約1,700種を超える昆虫が確認されていますが、そのうち71種は国指定の絶滅危惧種です。また、59種(国と重複するものは除く)は栃木県の絶滅危惧種ですが、ムモンチャイロテントウやスゲノハラジロヒメゾウムシなど種類によっては遊水地で普通に見られるものもいます。そのため渡良瀬遊水地は湿地性の貴重な昆虫の宝庫といわれています。

#### － ワタラセ独特の昆虫たち －

遊水地には、ワタラセハンミョウモドキやワタラセミズギワアリモドキ、イタクラキノメイガなど渡良瀬や周辺地域の名前のつく昆虫が6種います。またシベリアユミアシケシキスイ(日本では渡良瀬遊水地での発見が初記録)やコウノハバチのように、氷河時代に分布を拡大し、暖かくなったいまでも生き続けているユニークな昆虫が生息しています。

### iv) 渡良瀬遊水地の魚

#### － 魚類等の重要な生息場 －

遊水地には、78種を超える魚や貝などが確認され、そのうちの22種は国指定の絶滅危惧種です。一方で、外来種が増えてきていることも遊水地の特徴です。ブラックバスやブルーギル、オオタナゴなど特定外来生物が7種確認されています。

「資料編7-1 渡良瀬遊水地の歴史と機能」

(出典: 利根川上流河川事務所 HP、(一財) 渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団 HP)

## 7-2 計画策定経過

### ①策定経過

年	月日	会議等	協議事項等
令和7年	7月29日	第1回 加須市渡良瀬遊水地 利活用庁内推進委員会	・令和6年度の取組結果について ・渡良瀬遊水地利活用推進計画の策定について
	10月16日	第2回 加須市渡良瀬遊水地 利活用庁内推進委員会	・渡良瀬遊水地利活用推進計画の改訂について
	11月13日	政策会議	・第2次渡良瀬遊水地利活用推進計画骨子案について
	12月18日	第1回 加須市渡良瀬遊水地 利活用推進計画委員会	・第2次加須市渡良瀬遊水地利活用推進計画骨子案について
令和8年	1月14日	第3回 加須市渡良瀬遊水地 利活用庁内推進委員会	・第2次加須市渡良瀬遊水地利活用推進計画素案について
	1月29日	政策会議	・第2次加須市渡良瀬遊水地利活用推進計画素案について
	2月12日	第2回 加須市渡良瀬遊水地 利活用推進計画委員会	・第2次加須市渡良瀬遊水地利活用推進計画素案について
	2月18日～ 3月19日	パブリックコメント	・第2次加須市渡良瀬遊水地利活用推進計画案の公表・意見募集
	3月	市議会	・第2次加須市渡良瀬遊水地利活用推進計画策定の報告

## 7-3 計画策定体制

---

### ①加須市渡良瀬遊水地利活用推進計画委員会

#### i)設置要綱

加須市渡良瀬遊水地利活用推進計画委員会設置要綱

(令和7年6月25日市長決済)

(設置)

第1条 加須市渡良瀬遊水地利活用推進計画(以下「利活用推進計画」という。)の策定及び改訂にあたり、広く関係者の知見を活用するため、加須市渡良瀬遊水地利活用推進計画委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 利活用推進計画の策定及び改訂に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、利活用推進計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体の構成員
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に掲げる所掌事項に係る審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、北川辺総合支所地域振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月25日から施行する。

ii)委員名簿

選出区分		所属	役職等	氏名	
1	知識経験を有する者	平成国際大学	法学部准教授	◎氏家 裕順	
2		(一財)アクリメーション振興財団	専務理事	牛腸 宏	
3	関係団体の構成員	加須市都市計画審議会	会長	○成田 武志	
4		加須市自治協力団体連合会	北川辺地域支部長	石川 安則	
5		加須市自治協力団体連合会 北川辺支部	藤畑区長	岡田 清	
6		加須市商工会	北川辺地域代表	鳥海 靖久	
7		加須市レクリエーション協会	会長	石島 徹	
8		加須市スポーツ協会	会長	市川 邦夫	
9		北川辺ウォータースポーツクラブ	会長	山中 靖匡	
10		北川辺女性団体連絡協議会	会長	大島 さち子	
11		埼玉県生態系保護協会	加須支部長	青木 正枝	
12		北川辺Dreamプロジェクト	会長	柴田 一義	
13		(一社)加須青年会議所	理事長	(第1回)	坂本 優太
				(第2回)	中山 竜介
14		加須市道の駅かぞわたらせ物産販売施設農産物直売所出荷組合	組合長	岸 和治	
15		ウム・ヴェルト(株)	相談役	小柳 明雄	
16	(株)SOLA	代表取締役	今村 辰之助		
17	市長が認める者	東武鉄道(株)	東武栗橋駅駅長	椎名 秀樹	

※◎は会長、○は副会長

## ②加須市渡良瀬遊水地利活用庁内推進委員会

### i)設置要綱

加須市渡良瀬遊水地利活用庁内推進委員会設置要綱

(平成24年8月13日市長決済)

#### (設置)

第1条 本市の観光資源や各種事業を展開する場として、ラムサール条約湿地の登録地である渡良瀬遊水地の利活用を推進するため、加須市渡良瀬遊水地利活用庁内推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 渡良瀬遊水地利活用推進計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 渡良瀬遊水地の利活用に係る庁内調整に関すること。
- (3) その他渡良瀬遊水地の利活用に関すること。

#### (組織)

第3条 推進委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

#### (会長及び副会長)

第4条 推進委員会に会長及び副会長を置き、会長には北川辺総合支所長の職にある者を充て、副会長は委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会議に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 推進委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 推進委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 推進委員会は、必要に応じ部会を設けることができる。

#### (意見の聴取等)

第6条 会長が必要と認めるときは、推進委員会に関係者の出席を求め、説明及び意見を聴取し、並びに資料の提出を求めることができる。

#### (事務局)

第7条 推進委員会の事務を処理するため、北川辺総合支所地域振興課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が推進委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月22日から施行する。

別表(第3条関係)

総合政策部長	環境安全部長	経済部長	健康スポーツ部長	都市整備部長
北川辺総合支所長	生涯学習部長	政策調整課長	環境政策課長	観光振興課長
農業振興課長	スポーツ振興課長	都市計画課長	治水課長	
北川辺総合支所地域振興課長	北川辺総合支所農政建設課長	生涯学習課長		

ii)委員名簿

区分	職名	氏名
会長	北川辺総合支所長	山岸 弘通
副会長	環境安全部長	増田 浩之
委員	総合政策部長	石井 幸子
	経済部長	野崎 修司
	健康スポーツ部長	松永 勝也
	都市整備部長	増田 英二
	生涯学習部長	齊藤 千恵美
	政策調整課長	瀬田 博之
	環境政策課長	前田 辰男
	観光振興課長	野本 博一
	農業振興課長	野中 裕
	スポーツ振興課長	齋藤 一実
	都市計画課長	平渡 一郎
	治水課長	江森 浩之
	北川辺総合支所地域振興課長	新井 弘樹
	北川辺総合支所農政建設課長	山村 賛
生涯学習課長	蓮見 晴美	

## 7-4 用語解説

### [あ行]

用語	解説
アクティビティ	観光地や地域において来訪者が体験・参加する行動や体験型の取組を指す。自然体験、学習活動、スポーツ、文化体験などが含まれ、地域資源の魅力を体感的に伝える手段として観光振興や交流促進の分野で用いられる。
SNS	個人間の交流を支援するサービス(サイト)で、参加者は共通の興味、知人などをもとに様々な交流を図ることができる。Social Networking Service(Site)の略称。
SDGs	2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。
オープンスペース	公園、広場、緑地、農地等のこと。
オニバス	スイレン科の巨大な浮葉の一年草であり、やや富栄養化した池や沼に生える水草で、毎年5月頃から水底の種子が発芽し、6月頃から矢じり型の幼葉をのぼす。7月頃にはとげのある丸い葉を拡げようになり、浮葉の直径は条件がよければ2メートルにも成長する。

### [か行]

用語	解説
回遊	観光客や市民が、目的の有無に関わらず、環境から刺激を受けて市街地を渡り歩く行動であり、回遊行動には、明確な目的を持って観光施設や店舗を順序立てて移動するだけでなく、「あの辺りへ」や「ついでに」といった回り道や非計画的な界限間の移動も含まれる。
河川法	河川について、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、且つ、公共の福祉を増進することを目的とする。
かぞ観光サイクリングラリー	加須市で行われる関東の中心部に位置する渡良瀬遊水地、利根川や渡良瀬川など、豊かな水辺の周囲に張り巡らされたサイクリングロード周辺のラリーポイントを自転車で巡るイベントのこと。
加須市環境基本計画	加須市総合振興計画に掲げる「みんなでつくる 元気あふれる 安全・安心・未来のまち 加須」の実現を目指し、本市の環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する長期的な目標や総合的な施策の大綱、環境配慮指針などを定めている。

用語	解説
加須市 健康・医療・スポーツ 推進計画	令和7年度が最終年度である「第3次加須市健康づくり推進計画(食育推進計画含む)」、「第2次加須市歯と口の健康づくり基本計画」、「加須市地域医療ビジョン」、「第2次加須市スポーツ・レクリエーション推進計画」を一体化し、“地域の医療体制を確保し、市民一人ひとりが「いきいき」と健康でスポーツを通じて「はつらつ」と元気で笑顔に暮らし続けることができるまち加須”を基本理念に、第2次加須市総合振興計画と整合性を図りつつ、他部門計画と連携を図り、令和8年度を初年度として策定するもの。
加須市 スポーツ施設 整備計画	スポーツ施設の効率的・効果的な管理運営や利用者サービスの向上を図るとともに、老朽化の進行や利用状況、将来の財政の見通し、市民ニーズ等様々な面を踏まえ、今後のスポーツ施設のあり方を検討し、市民の主体的な健康・スポーツ活動を支える環境を整備するための基本的な方針として策定するもの。
加須市 総合振興計画	市の長期的なまちづくりの方針、将来像、その実現の手段等を総合的、体系的に示す市政運営の総合指針であり、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」により構成されている。
加須市 都市計画 マスタープラン	概ね20年先の将来を見据え、市が目指すべき都市の方向性・あり方や、その実現に向けた基本的な方針などを定める、まちづくりに関する総合的な計画であり、都市計画マスタープランが示す基本方針に沿って、土地利用などの具体的な都市計画を決めていくことになる。
加須市 農業振興ビジョン	農業を次の世代に確実に継承していくため、農作業の効率化による生産性の向上を図ること、売れる農作物生産による収益性の向上を図ること、後継者の確保、育成による農業の継続性を図ることなどが重要であるため、持続的に農業が発展されるよう策定された計画。
加須市 誘客促進ビジョン	加須市の観光の現状や課題を把握した上で、時代の変化に対応しつつ今後の観光振興における基本的な視点や方向性を整理し、施策展開の指針となるもので、市民や観光関連団体、民間企業、行政等が一丸となって観光振興の実現に向けた取組を推進するための計画。
加須やぐるま マネジメントシステム	厳しい財政状況や地方分権の進展を背景に、限られた資源(人、物、お金、時間、情報など)を有効活用し、市民志向の行政運営を図るため、民間企業の行動原理(成果志向や顧客志向など)を取り入れた加須市独自の行政評価システムのこと。
KAZOLING	加須市で開催されているサイクリングイベントの名称であり、渡良瀬遊水地周辺を含む広域の地域資源を活用した交流促進の取組。
環境基本法	環境保全について基本理念を定め、国・地方公共団体・事業者・国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とした法律。

用語	解説
基本コンセプト	計画や事業を進める上での基本的な考え方や方向性を簡潔に示した中核的な概念である。施策の目的や価値観を共有し、個別施策や取組を体系的に整理するための指針として用いられる。
協働	加須市に関わるすべての団体・個人が共通の目標に向けて相互に尊重し合い、連携を図りながら、それぞれの立場に期待される役割をそれぞれが可能な限り果たしていくこと。
グリーンスローモビリティ	時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称である。導入により、地域が抱える様々な交通の課題の解決や低炭素型交通の確立が期待される。
激甚化	気候変動等の影響により、豪雨や洪水などの自然災害が頻発化・大規模化する傾向を指す。
洪水調節機能	河川流域において、降雨による流入水量を一時的に貯留・放流し、下流の流量を平準化して氾濫・浸水被害を抑える機能。
鉱毒被害	鉱山開発や精錬活動に伴い排出された有害物質が、河川や土壤に流入・蓄積することで、農作物の生育不良、漁業被害、人の健康被害などを引き起こした公害のこと。
交流人口	地域外からの旅行者や短期滞在者。
コミュニティ放送局	市区町村の一部の区域において、地域に密着した情報を提供するために、平成4年1月に制度化されたFM放送局であり、小回りの利いた取材で、地域のイベントや身近な話題を取り上げるなど、地域の特色を活かした番組や、防災・災害・避難情報等を提供することにより、地域情報の発信拠点として、豊かで安全なまちづくりに貢献できる放送局のこと。
コミュニティバス	市町村などが住民の移動手段を確保するために運行する路線バスのこと。従来の乗合バスを補う公共交通サービスとして運行されている。

## 【さ行】

用語	解説
埼玉県 希少野生動植物種	埼玉県内における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種。
埼玉県 レッドデータブック	埼玉県内に生息・生育する野生生物について、個体数の減少や生息環境の悪化状況を評価し、絶滅のおそれのある種を整理・公表した資料のこと。
三県境	群馬県邑楽郡板倉町と栃木県栃木市、埼玉県加須市にまたがる「三県境」は、全国に40ヵ所以上あると言われる三県境のなかで、全国で唯一平地に存在している。
周遊	来訪者がルートやテーマに沿って、複数の観光地や拠点を順に巡る行動を指す。
醸成	時間をかけて意識や理解、信頼関係、気運などが徐々に形成され、定着していくことを指す。

用語	解説
スキーム図	事業や施策の仕組みなどを図式化して示した図。事業全体の構造や実施体制を分かりやすく整理し、関係者間の共通理解を図るために用いられる。
スポーツツーリズム	スポーツ大会・合宿・イベント等への参加や観戦を目的として地域を訪れ、地域資源とスポーツが融合した観光を楽しむこと。
絶滅危惧 I A類	ごく近い将来に野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。

#### 【た行】

用語	解説
貯水池	河川水や降雨水を一時的または恒常的に貯留するために設けられた水域であり、洪水調節・水道用水の安定供給等の目的を持つ。
デマンド型乗合タクシー	利用者の予約に応じて運行する乗合方式の公共交通サービス。交通空白地域の解消や高齢者の移動手段として活用されている。
盗掘	野生の動植物を許可なく採取・持ち去る行為であり、希少種の減少や生態系の破壊につながる。
トレンド	社会や経済、文化、政策分野などにおいて、一定期間にわたり顕著に見られる動向や傾向を指す。

#### 【は行】

用語	解説
波及効果	最終需要が新たに発生することにより、自ら又は他の産業に生産活動に与える効果のことをいう。
ハザードマップ	洪水・内水・高潮・土砂災害・津波の種類があり、自然災害による被害想定区域や避難情報を地図上に示したもので、自治体が防災対策の一環として作成・公表している。
ビジター	訪問者・来訪者のこと。
ブラッシュアップ	「更新」のこと。既存の計画や取組内容を見直し、改善や質の向上を図ることを意味する。
プラットフォーム	複数の主体が情報や資源を共有し、連携・協働を進めるための基盤や枠組みを指す。

#### 【ま行】

用語	解説
マイ・タイムライン	住民一人ひとりのタイムライン(防災行動計画)であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。

[や行]

用語	解説
谷中湖	渡良瀬遊水地にあるハートの形をした池。首都圏が水不足になった際に、利根川上流のダム群との連携により生活用水の補給や河川に流れる水量を適切にする働きを有している。
遊水地	洪水を一時的に貯めて、洪水の最大流量(ピーク流量)を減少させるために設けた区域。遊水地には、河道と遊水地の間に特別な施設を設けない自然遊水の場合と、河道に沿って調節池を設け、河道と調節池の間に設けた越流堤から一定規模以上の洪水を調節池に流し込む場合がある。
ヨシ焼	ヨシズの原材料となる良質なヨシの病虫害の駆除を目的として始まったもの。枯れたヨシ原での火災は消火も困難であり、野火対策にも効果がある。ヨシ焼きの環境保全上の効果は大きく分けて二つあり、一つは、立ち枯れたヨシを焼くことにより、春に多くの植物の芽生えの機会が与えられる。もう一つは、樹林化を防ぐというもの。発芽した若いヤナギなどはヨシ焼きにより焼かれるため現在のような広大なヨシ原が維持されている。

[ら行]

用語	解説
ライフスタイル	生活の様式、その人間の人生観や価値観を反映した生き方のこと。
6次産業	一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと。

[わ行]

用語	解説
ワークショップ	一般的に「体験型セミナー・会議」と言われ、参加者同士で話し合いながら、理解を深めたり、案を作り上げるための「会議の進め方」を指す。
ワークライフバランス	男性にとっても女性にとっても、仕事時間と育児や介護、自己啓発、地域活動等の生活時間の多様でバランスのとれた組み合わせの選択を可能にする、仕事と生活の調和をいう。
渡良瀬遊水地 クリーン作戦	利根川上流河川利用者協議会が主催する、例年4月に渡良瀬遊水地全域で行われるごみ拾いで、遊水地の美化促進と自然環境保全の意識の高揚を目的として毎年実施されている。
渡良瀬遊水地 保全・利活用協議会	ラムサール条約の目的に掲げられた「湿地の保全」と「湿地の賢明な利用」に向けて、遊水地の歴史を踏まえつつ、「遊水地の治水機能の向上」、「積極的な自然環境の保全再生」、「様々な利活用の促進」、「地域振興」を図るため、関係機関や周辺住民・利用者等が十分な協議を行うことを目的に設立された協議会。渡良瀬遊水地がある自治体(栃木市・小山市・加須市・古河市・板倉町・野木町の4市2町)、自治会等地域の代表、渡良瀬遊水地に関係する各種団体、関係官庁で構成される。

## 第2次加須市渡良瀬遊水地利活用推進計画

令和8年3月発行

発行 加須市

編集 北川辺総合支所 地域振興課

〒349-1292 加須市麦倉1481番地1

電話 0280-62-2111(代表)



---

第2次 加須市渡良瀬遊水地利活用推進計画  
令和8年3月

発行：加須市北川辺総合支所地域振興課  
〒349-1292  
埼玉県加須市麦倉 1481 番地 1  
電話：0282-62-2111 (代表)

